

令和4年度第1回市民活動センター評価委員会 摘録

日 時：令和4年5月17日（火）午後2時～午後4時13分

場 所：京都市文化市民局地域自治推進室 会議室

出席者：

（委員，敬称略）中井 歩（京都産業大学法学部教授）＜委員長＞

東郷 寛（近畿大学経営学部准教授）＜副委員長＞

伊豆田千加（特定非営利活動法人子育ては親育て・みのりのもり劇場理事長）

鈴木 ちよ（市民公募委員）

森本 純代（一般財団法人藤野家住宅保存会理事）

※松井委員は欠席

（事務局）京都市文化市民局地域自治推進室

地域コミュニティ活性化

・北部山間振興部長 廣瀬 智史

市民活動支援課長 永田 彰

市民活動支援係長 岡部 麻紀

担当 岩沢 真梨絵

傍聴者：3名

取材者：なし

議 事：（1）京都市市民活動総合センター第5期指定管理者募集要項等の審議
（2）その他

開催概要

1 開 会

2 議 事

（1）京都市市民活動総合センター第5期指定管理者募集要項等の審議

「京都市市民活動総合センター第5期指定管理者募集要項」（案）について事務局から概要を説明し，内容について審議いただいた。

ア 募集要項（案）について

（委員）

「いきいきセンターとの連携」について，情報の共有化や交流等のほかに，いきいきセンターの支援も必要ではないか。各いきいきセンターについては，施設や地理的条件の違いを考慮しても実力差があることが課題である。各いきいきセンターが成長し，相互支援できるようになるためにも，ノウハウをもっている総合センターによる支援が必要ではないか。

（委員）

市民活動全体の活性化のためには，総合センターがいきいきセンターを支援することは望

ましいと考えられる。一方で、いきいきセンターの市民活動支援・活性化事業等については、今年度から提案業務となっているため、各センターの判断により、市民活動支援に関する事業をしないこともあり得る。

(委員)

総合センターが積極的に介入するのではなく、ベストプラクティスの紹介をするのはどうか。事業を実施するかどうかは各いきいきセンターに委ねられるが、事業を実施となった場合、特に優れた取組や円滑な運営方法等が示されていれば良いのではないかと思う。

(委員)

総合センターがいきいきセンターの事業をサポートし、評価委員会でその事業を評価するという2つの軸で進めていくのか。

(委員)

総合センターによるサポートと、評価委員会による評価・助言という2つの角度でいきいきセンターに働きかけることにより、市民活動全体の活性化につながると考えられる。

(委員)

いきいきセンターについてはこの間の検討において、適正な事業が実施できないセンターは淘汰もあり得るとしている。総合センターといきいきセンターは相互に連携すべきではあるが、基本は各指定管理者が取り組むべきもので、総合センターが一方的に支援するというのはどうか。

(事務局)

総合センターといきいきセンターはそれぞれが独立した施設として、指定管理者により独自に運営されフラットな関係にあるが、いずれも市民活動支援施設として当初から相互に連携することが求められている。いきいきセンターの募集要項に「事業を実施するうえでのノウハウの共有等を図る」と総合センターとの連携について記載しており、総合センターの募集要項にも同様の記載をしてはどうか。

(委員)

いきいきセンターの基本方針も踏まえ、募集要項にそのように記載されているのであれば、総合センターの募集要項についても、それに合わせた記載としてもらいたい。

(委員)

京都市基本計画（京プラン2025）の政策分野3「市民生活とコミュニティ」においては、「市民活動」についての記載がない。市民活動は地域コミュニティ活性化だけのために行うのではない。この政策分野の記載は、「地域コミュニティ」とそれ以外の「コミュニティ」を混同してしまっている。

(事務局)

本政策分野は、地域コミュニティにおける課題が多様化する中で、その解決に資する市民活動団体等が役割を発揮することを想定したものである。市民活動団体には、地域コミュニティとのかかわりを持ってほしいと考えており、総合センターも地域コミュニティと無関係ではない。

(委員)

地域とのつながりの強いいきいきセンターと、専門性のある総合センターとのつながりを強化することは、「分野別センターとの連携」にもかかわってくる。総合センターが分野別センターと連携する中で得た情報をいきいきセンターにも提供することで、地域的なコミュニティと専門的なコミュニティをつなげることになると思う。

イ 選定方法・基準について

(委員)

「事業の方向性・内容」における着眼点のひとつ「市民、利用者との協働による管理運営の推進方法」に関連して、「数」ではなく「深まり」の評価基準がない。件数の多さではなく、「深まり」をどのように評価するのか。

(委員)

指定管理者選定における審査基準と、毎年の事業に対する評価基準とがある。毎年の事業評価においては、指定管理者に「数」または「質」の成果を報告してもらい、それについて我々が評価を行うことになる。指定管理者選定において、どのように評価するかは応募者の事業計画の内容次第となり、あらかじめ審査項目に反映すべきものではないと考えられる。

(事務局)

「市民、利用者との協働による管理運営の推進方法」の着眼点は、市民営で運営されているか、利用者の声を取り入れているか、といった内容を主眼にしたものである。

(委員)

「施設の性格とその役割」において災害ボランティアセンターの項目が追加されたことを受け、審査項目の着眼点にある「防災、事故防止、非常災害時の対応など危機管理の方策」を修正する必要はないか。

(事務局)

この着眼点は、災害が発生した際、総合センターとして対応すべきことを記載しているものである。災害ボランティアセンターの構成員としての役割については、「事業の方向性・内容」として審査される。

(委員)

「その他の取組」の補正係数「1」は低すぎるのではないか。

(委員)

公の施設として当然すべき内容であるため、「1」になっているのだと思う。応募者によって差がつかない項目ではないか。

(委員)

これまでこの内容に関してトラブルなどはなかったか。

(事務局)

大きな事故等のトラブルは発生していない。

(委員)

「その他の取組」に記載の事項は、本来SDGsに資する取組として大事にしなければな

らないものである。SDGsのどの目標をターゲットにするかによって、差別化もできる。SDGsに関する審査項目として改めるということもできるのではないか。SDGsの言葉が募集要項のどこにも出てこないのが気になる。

(委員)

SDGsの取組は、「事業の方向性・内容」にも含まれるものである。

(委員)

「その他の取組」の事項は法令順守に関するものであり、当然のこととしてしっかりと守ってもらい、それ以外のSDGsに資する取組については、「事業の方向性・内容」に含まれるのではないか。

(事務局)

もし、SDGsに関する審査項目を追加するのであれば、指定管理者が行う業務内容として募集要項に明記する必要がある。

SDGsについては、社会の約束事・共通理念として浸透しているため、あえて記載する必要はないと考えており、総合センターとして特筆するかどうかの問題である。いきいきセンターについては募集要項に特に記載していないが、SDGsを踏まえた運営を行う、活動の中で実践するなどとした応募者もあった。また、応募者が提案する事業が、結果としてSDGsに貢献することになる。

「その他の取組」という表現が適切ではないかもしれない。公の施設として最低限行っていただくべきものとして「基本的な取組」等に改めてはどうか。

(委員)

「その他の取組」に記載の事項は、いずれも必須の項目であり最低限クリアしていただく。そのうえで、他の審査項目についてどのような提案をされるかによって点数が積みあがることとなりわかりやすい。そのように修正してもらいたい。

(2) その他

市民活動総合センターの評価方法について事務局から概要や課題等を説明し、議論いただいた。

(委員)

A～Eの5段階で達成度を評価するのは難しいと思っていたため、事務局の提案どおり文章のみであれば評価しやすくなると思う。最終的な目的は利用者の満足度向上であり、それは指定管理者の取組によるものである。指定管理者にとっても分かりやすい方法になって良いのではないか。

(委員)

外部委員会による評価としては、満足度や貢献度合いを数字で評価するなど、何らかの指標を設けるべきだと思う。評価基準を現行の達成度ではなく、評価する委員の主観に基づく指標であることを前提にすれば、評価される指定管理者の理解も得られるのではないか。なお、委員会としての評価を行うに当たっては、例えば、各委員が5点満点で採点し全委員の平均値により評価を決めるのも一つの方法である。

(委員)

主観をもとに評価するとしても、数字で評価するのであれば、何らかの基準が必要になる。たとえば利用者の満足度についてはアンケートを取って数値化することが考えられるが、評価委員会による評価とは異なるものである。

(事務局)

現在は、指定管理者が策定する毎年度の計画に対し、実績がどうだったかについて評価いただいている。現行の達成度評価は5段階で行っているが、評価する委員がAにするかBにするかで迷われることがあり、また、評価される指定管理者としても、なぜその評価になったかが分からず戸惑うことがあったと思う。指定管理者からも、基準を明確にしてほしいとの申し入れを受けており、新たな指標を設定するのであれば、明確な評価基準を設定する必要があると考えている。一方で、委員から提案いただいた満足度や貢献度に評価基準を設定し数値化するのは、なかなか難しいのではないかなと思う。

現行の評価においては絶対的な基準が存在せず、委員の判断でA～Eの評価がされている。総合センターの事業内容は、来館者数や収益のように定量的な評価ができるものではないため、数字で評価するとしても委員の感覚に頼らざるを得ない。このため、文章のみで定性的な評価を行うことも一つと考えている。

(委員)

文章のみの評価から、3段階や5段階の達成度評価に変更した経緯があることはないがしろにできないが、段階評価をすると、指定管理者が文章評価の内容を十分に咀嚼できない懸念がある。また、細かく評価基準を設定してしまうと、評価委員会が評価する意味合いが薄れてしまう。柔軟な対応が可能な文章評価のみが良いのではないかな。

(委員)

外部の評価委員会という立場を考えると、一定の緊張感がある方が望ましい。明確な基準を設定するのが困難であれば、「主文」という形で1文の端的な評価を行い、さらに文章で評価の詳細や理由を記載するという方法も考えられる。

(事務局)

各委員から様々な御意見をいただいた。評価方法については、本日結論を得るものではないため、各委員の意見を整理し、次回以降も引き続き協議いただきたい。

(委員)

評価方法については、継続協議とする。

以上